

新旧対照表

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

新			旧		
別表第五（第三条第三項、第五条第二項、第八条第二項及び第十一条第二項）			別表第五（第三条第三項、第五条第二項、第八条第二項及び第十一条第二項）		
区分	図書		区分	図書	
	種類	明示すべき事項		種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、敷地内の通路に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置並びに敷地内の車路の位置	建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、敷地内の通路に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置並びに敷地内の車路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅（当該廊下等が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、廊下等に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター（ <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> を除く。以下同じ。）の位置、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(へ)項に定める基準に適合する <u>車椅子使用者用客席</u> の位置、幅及び奥行き、同項に定める基準に適合する経路の位置及び幅（当該経路が傾斜路及び踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置、同表(ち)項に定める基準		各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅（当該廊下等が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、廊下等に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター（ <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> を除く。以下同じ。）の位置、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(へ)項に定める基準に適合する <u>車いす使用者用客席</u> の位置、幅及び奥行き、同項に定める基準に適合する経路の位置及び幅（当該経路が傾斜路及び踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置、同表(ち)項に定める基準

新			旧		
		に適合する浴室の位置、同表(り)項に定める基準に適合する客室の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(る)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(を)項に定める基準に適合する改札口及びレジ通路の位置及び幅、同表(わ)項に定める基準に適合する券売機の位置、同表(か)項に定める基準に適合する案内標示の位置、駐車場の位置、 <b>車椅子使用者用駐車施設</b> の位置及び幅、駐車場へ通じる出入口から当該部分に至る通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）並びに当該通路に設けられる <b>車椅子使用者用特殊構造昇降機</b> の位置			に適合する浴室の位置、同表(り)項に定める基準に適合する客室の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(る)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(を)項に定める基準に適合する改札口及びレジ通路の位置及び幅、同表(わ)項に定める基準に適合する券売機の位置、同表(か)項に定める基準に適合する案内標示の位置、駐車場の位置、 <b>車いす使用者用駐車施設</b> の位置及び幅、駐車場へ通じる出入口から当該部分に至る通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）並びに当該通路に設けられる <b>車いす使用者用特殊構造昇降機</b> の位置
	縦断面図	縮尺、廊下等、駐車場の通路若しくは敷地内の通路に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法、客席の部分の通路に設けられる傾斜路の高さ及び長さ並びに廊下等、駐車場の通路又は敷地内の通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅		縦断面図	縮尺、廊下等、駐車場の通路若しくは敷地内の通路に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法、客席の部分の通路に設けられる傾斜路の高さ及び長さ並びに廊下等、駐車場の通路又は敷地内の通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細図	縮尺、別表第一(に)項に定める基準に適合するエレベーターの構造、 <b>車椅子使用者用特殊構造昇降機</b> の構造、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の構造、同表(へ)項に定める基準に適合する客席の構造、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の構造、同表(ち)項に定める基準に適合する浴室の構造並びに同表(り)項に定める基準に適合する客室の構造		構造詳細図	縮尺、別表第一(に)項に定める基準に適合するエレベーターの構造、 <b>車いす使用者用特殊構造昇降機</b> の構造、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の構造、同表(へ)項に定める基準に適合する客席の構造、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の構造、同表(ち)項に定める基準に適合する浴室の構造並びに同表(り)項に定める基準に適合する客室の構造
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、 <b>車椅子使用者用特殊構造昇降機</b> 、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、 <b>車いす使用者用特殊構造昇降機</b> 、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる

新			旧		
		手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター（ <u>車椅子</u> ）で利用できるエスカレーターを含む。以下同じ。）の位置、乗降場の位置並びに乗降場に設けられる <u>柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備</u> 及び休憩用の施設の位置			手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター（ <u>車いす</u> ）で利用できるエスカレーターを含む。以下同じ。）の位置、乗降場の位置並びに乗降場に設けられる <u>注意喚起用床材、転落防止さく</u> 及び休憩用の施設の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、床の高低、公共交通機関の施設の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、 <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーターの位置、別表第二(と)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(ち)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(り)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合する券売機の位置並びに同表(る)項に定める基準に適合する案内標示の位置	各階平面図	縮尺、方位、間取、床の高低、公共交通機関の施設の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、 <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーターの位置、別表第二(と)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(ち)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(り)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合する券売機の位置並びに同表(る)項に定める基準に適合する案内標示の位置		
縦断面図	縮尺、通路等に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅	縦断面図	縮尺、通路等に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅		
構造詳細図	縮尺、 <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、別表第二(ほ)項に定める基準に適合するエレベーターの構造及び <u>同表(と)項</u> に定める基準に適合する便所の構造	構造詳細図	縮尺、 <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、別表第二(ほ)項に定める基準に適合するエレベーターの構造及び <u>別表第二(と)項</u> に定める基準に適合する便所の構造		
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員、歩道に設けられる排水溝、横断歩道及び中央帯の位置、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、横断歩道橋及び地下横断歩道の位置並びに手すり及び昇降口に設けられる注意喚起用床材の位置		平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員、歩道に設けられる排水溝、横断歩道及び中央帯の位置、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、横断歩道橋及び地下横断歩道の位置並びに手すり及び昇降口に設けられる注意喚起用床材の位置
	構造詳	縮尺並びに歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接す		構造詳	縮尺並びに歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接す

新			旧		
	細図	る部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分の構造		細図	る部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分の構造
公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公園等の出入口の位置及び幅、主たる園路の位置及び幅員（当該園路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、主たる園路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の位置、駐車場の位置、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> の位置及び幅、駐車場に通じる出入口から <u>車椅子使用者用駐車施設</u> に至る通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、当該通路に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> の位置並びに同表(ほ)項に定める基準に適合する案内標示の位置		平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公園等の出入口の位置及び幅、主たる園路の位置及び幅員（当該園路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、主たる園路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の位置、駐車場の位置、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> の位置及び幅、駐車場に通じる出入口から <u>車いす使用者用駐車施設</u> に至る通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、当該通路に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> の位置並びに同表(ほ)項に定める基準に適合する案内標示の位置
	縦断面図	縮尺、主たる園路の <u>縦断勾配</u> 、主たる園路に設けられる段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに主たる園路又は通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅		縦断面図	縮尺、主たる園路の <u>縦断こう配</u> 、主たる園路に設けられる段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに主たる園路又は通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	縮尺、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の構造及び <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> の構造	構造詳細図	縮尺、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の構造及び <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> の構造		